

議員発議案第1号

若年者の技能検定実技試験受検手数料の減免を求める意見書

近年、人口減少・少子高齢化が進行する中、ものづくり産業においても、熟練技能者の減少や高齢化、若年者の技能離れなど、担い手不足が喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成29年度から技能検定実技試験受検手数料の減免措置を講じ、これにより若年者が受検しやすい環境が整備され、ものづくり産業を支える人材の確保・育成に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険財政が悪化し、これを財源とする当該減免措置の対象者も令和4年度より、35歳未満の全ての受検者から25歳未満の雇用保険被保険者へと大幅に縮減されている。

これに伴い、当該減免措置の対象から外れた高校生等の学生は、9千円もの受検手数料の負担増を強いられ、技能士の第一歩となる受検を躊躇する事態が大いに懸念される。

よって、国においては、若年者の受検意欲の喚起、ひいては、ものづくり産業における人材の円滑な確保・育成を図るため、技能検定実技試験受検手数料の減免対象者を令和3年度以前の水準に早急に戻すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 殿